

平成15年 3月28日

内閣官房
総務省

公務員制度改革大綱に基づく公益法人の役員に関する措置の推進状況の調査結果

政府は、平成13年に閣議決定した「公務員制度改革大綱」(平成13年12月25日閣議決定)において、国家公務員の適正な再就職ルールの確立を図るため、公益法人への再就職について、民間法人としての性格を踏まえつつ、見直しを行うことを決定した。これを受け、昨年3月には、各府省が所管公益法人に対し指導等すべき具体的事項を定めた「公務員制度改革大綱に基づく措置について」(平成14年3月29日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)を各府省間で申し合わせたところである。

今般、本申合せの推進状況の調査結果を取りまとめたので、別紙のとおり公表する。

(連絡先)

内閣官房行政改革推進事務局

公務員制度等改革推進室

槌谷参事官、埒(らち)参事官補佐

TEL:03-3539-8642、FAX:03-3580-2166

総務省大臣官房管理室

公益法人行政推進室

水上参事官、稲垣参事官補

TEL:03-5253-5184、FAX:03-5253-5190

公務員制度改革大綱に基づく公益法人の役員に関する措置の推進状況の調査結果 (概要)

平成15年3月
内閣官房
総務省

本調査結果は、平成13年12月に閣議決定した「公務員制度改革大綱」の公益法人への再就職に係るルールに基づき、昨年3月に国所管公益法人を対象として各府省間で申し合わせた「公務員制度改革大綱に基づく措置について」(以下「申合せ」という。)の推進状況について、平成14年11月1日現在で調査し、取りまとめたものである。全体としては、大部分の法人において、申合せに沿った措置が講じられている。一方で、少数ではあるが、申合せに沿った措置が講じられていない法人も存在し、これらについては、閣議決定及び申合せの趣旨を踏まえ、引き続き各府省において適切な指導が行われるよう徹底を図っていくこととしている。具体的な調査結果は以下のとおりである(なお、法人数は共管による重複を含む延べ数である。)

1 退職公務員の役員就任状況に関する情報開示の状況

<申合せ>

各府省は、所管公益法人に対し、役員名簿に、国家公務員出身者である役員についてはその最終官職を付記するよう指導

<調査結果>

対象法人(3,199法人)のうち、2,833法人(対象法人全体の88.6%)において退職公務員の役員就任状況を開示している。

2 役員の報酬・退職金規程の整備状況

<申合せ>

各府省は、国から補助金等を受けている等の公益法人に対し、役員の報酬・退職金に関する規程を定めるよう指導

(注)国から補助金等を受けている等の公益法人とは、平成13年度決算ベースにおいて国から補助金・委託費等の交付を受けている所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人を指す。

<調査結果>

対象法人(1,345法人)のうち、役員報酬規程については1,194法人(対象法人全体の88.8%)、退職金規程については1,189法人(対象法人全体の88.4%)において申合せに沿った対応がとられている。

3 役員の報酬・退職金の水準及び在任年齢に関する措置の状況

(1) 役員の報酬・退職金の水準

<申合せ>

各府省は、国と特に密接な関係を持つ公益法人に対し、常勤の役員の報酬・退職金等については、民間だけでなく、国家公務員の給与・退職手当の水準と比べても不当に高額に過ぎないように指導

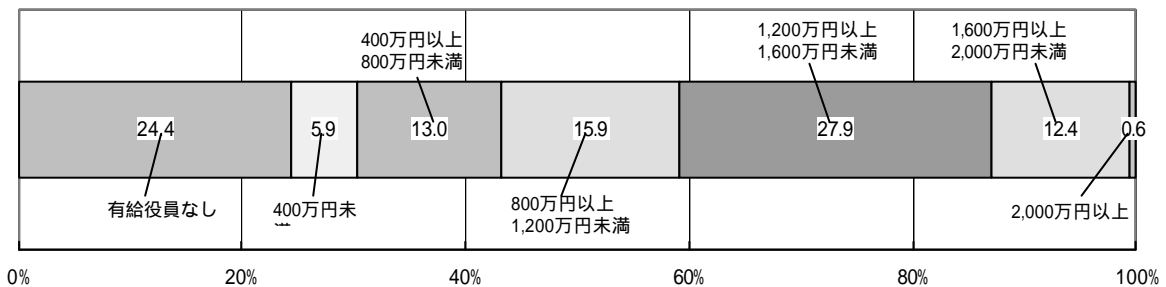
(注) 国と特に密接な関係を持つ公益法人とは、平成13年度決算ベースにおいて国からの補助金・委託費等の2分の1以上を第三者に交付する所管公益法人、国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の3分の2以上を占める所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人を指す。

役員の平均年間報酬額の状況

<調査結果>

対象法人(509法人)のうち、有給役員がいる法人は、385法人(対象法人全体の75.6%)であり、平均額が1,200万円以上1,600万円未満の法人が142法人(対象法人全体の27.9%)と最も多く、有給役員のいない法人及び1,200万円未満の法人で、対象法人全体の約6割を占めている。

有給常勤役員の平均年間報酬額規模別割合(グラフ内の数値は全体に占める割合(%)を示す。)

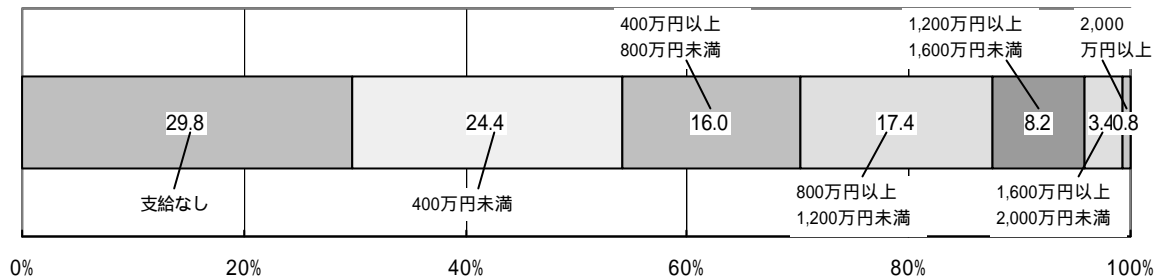


役員の平均退職金額の状況

<調査結果>

退職金額の算出が可能な法人(500法人。以下「算出可能法人」という。)のうち、仮に常勤役員が勤続4年で退職した場合に支給される退職金の平均額を見ると、退職金の支給のない法人が149法人(算出可能法人全体の29.8%)と最も多く、退職金の支給のない法人及び800万円未満の法人で、算出可能法人全体の約7割を占めている。

仮に常勤役員が勤続4年で退職した場合に支給される平均退職金額規模別割合
 (グラフ内の数値は全体に占める割合(%)を示す。)



報酬・退職金等の改善状況

< 調査結果 >

申合せを踏まえ、報酬・退職金等を適正な水準に引き下げる等の改善を行った法人及び改善を検討中の法人は、73法人であった。

(2) 在任年齢に関する規程の整備状況

< 申合せ >

各府省は、国と特に密接な関係を持つ公益法人に対し、役員の内任年齢について、従来の特殊法人役員に加え、先般、独立行政法人役員についても決定(「特殊法人の役員給与・退職金等について」(平成14年3月15日閣議決定))がなされたことを踏まえ、適切な規程を整備するよう要請

< 調査結果 >

在任年齢に関する規程を整備している法人は156法人、整備を検討中の法人は235法人あり、対象法人(509法人)全体の76.8%において、所管府省の要請を受けて申合せに沿った対応がとられている。規程上の在任年齢の上限を見ると、常勤の理事長等については70歳以下とするものが、常勤の理事については65歳以下とするものが最も多かった。

公務員制度改革大綱に基づく公益法人の役員に関する措置の推進状況の調査結果

平成15年3月
内閣官房
総務省

政府は、平成13年12月に閣議決定した「公務員制度改革大綱」(平成13年12月25日閣議決定)において、国家公務員の適正な再就職ルールの確立を図るため、営利企業や特殊法人等への再就職とともに、公益法人への再就職についても、民間法人としての性格を踏まえつつ、見直しを行うことを決定した。これを受け、昨年3月には、本閣議決定に基づき、各府省が所管公益法人に対し指導等すべき具体的事項を定めた「公務員制度改革大綱に基づく措置について」(平成14年3月29日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ。以下「申合せ」という。)を各府省間で申し合わせたところである。

本調査結果は、国所管公益法人を対象とした上記申合せの推進状況について、平成14年11月1日現在で調査し、取りまとめたものである。全体としては、大部分の法人において、申合せに沿った措置が講じられている。一方で、少数ではあるが、申合せに沿った措置が講じられていない法人も存在し、これらについては、閣議決定及び申合せの趣旨を踏まえ、引き続き各府省において適切な指導が行われるよう徹底を図っていくこととしている。具体的な調査結果は以下のとおりである(なお、法人数は共管による重複を含む延べ数である。)

1 退職公務員の役員就任状況に関する情報開示の状況

申合せの記1では、各府省は、所管公益法人に対し、役員名簿に、各役員の常勤・非常勤の別、国家公務員出身者である役員についてはその最終官職を付記するよう指導することとされているが、その実施状況は以下のとおりである。

(1) 役員名簿への常勤・非常勤の別の付記の状況

対象法人(国所管のすべての法人:7,565法人)中、役員名簿に、常勤・非常勤の別を付記している法人の数は、6,500法人(対象法人全体の85.9%)である(資料1)。

(2) 役員名簿への国家公務員出身者の最終官職の付記の状況

対象法人(役員に国家公務員出身者がいる法人:3,199法人)中、役員名簿に国家公務員出身者である役員について、その最終官職を付記している法人の数は、2,833法人(対象法人全体の88.6%)である(資料2)。

(注)国家公務員出身者とは、本府省課長・企画官相当職以上及び地方支分部局の本府省課長・企画官相当職以上の経験者である。

2 役員の報酬・退職金規程の整備・公開状況

申合せの記2では、各府省は、国から補助金等を受けている等の公益法人(注)(対象法人数は、1,345法人)に対し、役員の報酬・退職金に関する規程を定め、一般の閲覧に供するとともに

に、インターネットにより公開するよう指導することとされている。また、各府省は、これらの規程を備えて置き、閲覧に供するとともに、各府省のホームページに掲載することとされている。これらの実施状況は以下のとおりである。

(注) 平成13年度決算ベースにおいて国から補助金・委託費等の交付を受けている所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人を指す。

(1) 役員の報酬に関する規程の整備・公開状況

対象法人中、役員の報酬に関する規程を定めている法人は960法人である。このうち、具体的な支給水準が明らかになるように規程を定めている法人は726法人あるほか、次期理事会等において、具体的な支給水準が明らかになるよう規程を改正し、又は新たに定める予定の法人が468法人あり、これらを合わせた1,194法人(対象法人全体の88.8%)において申合せに沿った対応がとられている。また、規程を定めている960法人のうち、規程を公開している法人は、841法人(対象法人全体の62.5%)である。このうち、閲覧及びインターネットによる公開のすべてを実施している法人は、446法人(対象法人全体の33.2%)である(資料3)。

役員の報酬に関する規程の整備・公開状況

	法人数	規程を定めている法人	うち		規程を定めていない法人	うち		規程を公開している法人	うち	
			具体的な支給水準が明らかになるよう規程を定めている法人	次期理事会等において具体的な支給水準が明らかになるよう規程を改正予定の法人		具体的な支給水準が明らかになるよう規程を整備予定の法人	閲覧及びインターネットによる公開のすべてを実施している法人			
法人数	1,345	960	726	203	385	265	841	446		
割合(%)	100	71.4	54.0	15.1	28.6	19.7	62.5	33.2		

(注) 「割合(%)」は、各項目該当法人数の対象法人全体に占める割合を示す。

(2) 役員の退職金に関する規程の整備・公開状況

対象法人中、役員の退職金に関する規程を定めている法人は948法人である。このうち、具体的な支給水準が明らかになるように規程を定めている法人は769法人あるほか、次期理事会等において、具体的な支給水準が明らかになるよう規程を改正し、又は新たに定める予定の法人が420法人あり、これらを合わせた1,189法人(対象法人全体の88.4%)において申合せに沿った対応がとられている。また、規程を定めている948法人のうち、規程を公開している法人は、819法人(対象法人全体の60.9%)である。このうち、閲覧及びインターネットによる公開のすべてを実施している法人は、431法人(対象法人全体の32.0%)である。(資料4)。

役員の退職金に関する規程の整備・公開状況

	法人数	規程を定めている法人	うち		規程を定めていない法人	うち		規程を公開している法人	うち	
			具体的な支給水準が明らかになるよう規程を定めている法人	次期理事会等において具体的な支給水準が明らかになるよう規程を改正予定の法人		具体的な支給水準が明らかになるよう規程を整備予定の法人	閲覧及びインターネットによる公開のすべてを実施している法人			
法人数	1,345	948	769	156	397	264	819	431		
割合(%)	100	70.5	57.2	11.6	29.5	19.6	60.9	32.0		

(注) 「割合(%)」は、各項目該当法人数の対象法人全体に占める割合を示す。

(3) 各府省による役員の報酬・退職金規程の公開状況

すべての府省において、役員の報酬・退職金に関する規程を閲覧に供するとともに、各府省のホームページに掲載しており、申合せに沿った対応がとられているが、一部の法人の規程がホームページに掲載されていない場合も見られることから、このような場合については、速やかに改善が図られるよう徹底を図っていくこととしている（資料5）。

3 役員の報酬・退職金の水準及び在任年齢に関する措置の状況

申合せの記3では、各府省は、国と特に密接な関係を持つ公益法人（注）（対象法人数は、509法人）に対し、常勤の役員の報酬・退職金等については、民間だけでなく、国家公務員の給与・退職手当の水準と比べても不当に高額に過ぎないように指導することとされている。また、役員の在任年齢について、従来の特殊法人役員に加え、先般、独立行政法人役員についても決定（「特殊法人の役員の給与・退職金等について」（平成14年3月15日閣議決定））がなされたことを踏まえ、適切な規程を整備するよう要請することとされている。これらの実施状況等は以下のとおりである。

（注）平成13年度決算ベースにおいて国からの補助金・委託費等の2分の1以上を第三者に交付する所管公益法人、国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の3分の2以上を占める所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人を指す。

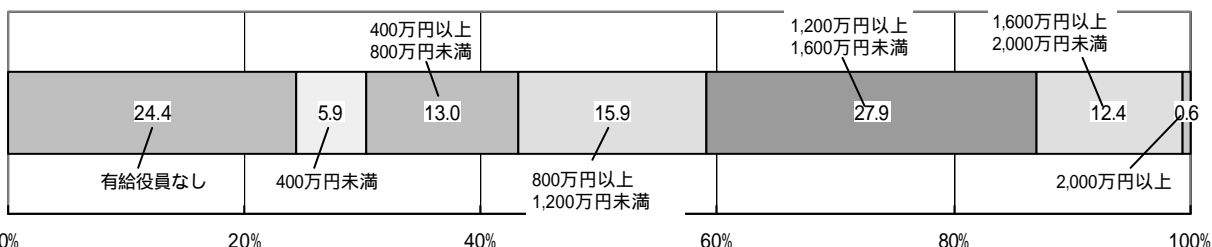
(1) 役員の報酬・退職金等の水準

役員の平均年間報酬額の状況

申合せの記3の対象法人の有給常勤役員に対する年間報酬の1人当たりの平均額を調査したところ、下表のとおりとなった。これによると、有給役員がいる法人は、385法人（対象法人全体の75.6%）であり、平均額が1,200万円以上1,600万円未満の法人が142法人（対象法人全体の27.9%）と最も多いが、有給役員のない法人及び1,200万円未満の法人で、対象法人全体の約6割を占めている（資料6）。

有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数（グラフ内の数値は全体に占める割合（%）を示す。）

	有給役員なし	400万円未満	400万円以上 800万円未満	800万円以上 1,200万円未満	1,200万円以上 1,600万円未満	1,600万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上 2,400万円未満	2,400万円以上
法人数	509	124	30	66	81	142	63	3
割合（%）	100	24.4	5.9	13.0	15.9	27.9	12.4	0.6



（注）1 「割合（%）」は、各規模別法人数の対象法人全体に占める割合を示す。

2 平均年間報酬額は、役員報酬に関する規程に基づき、常勤の各役員に支給した場合の年間報酬の平均額を算出したものである。なお、規程を定めていない法人については、平成13年度の実績又は平成14年度支給見込みに基づき算出したものである。

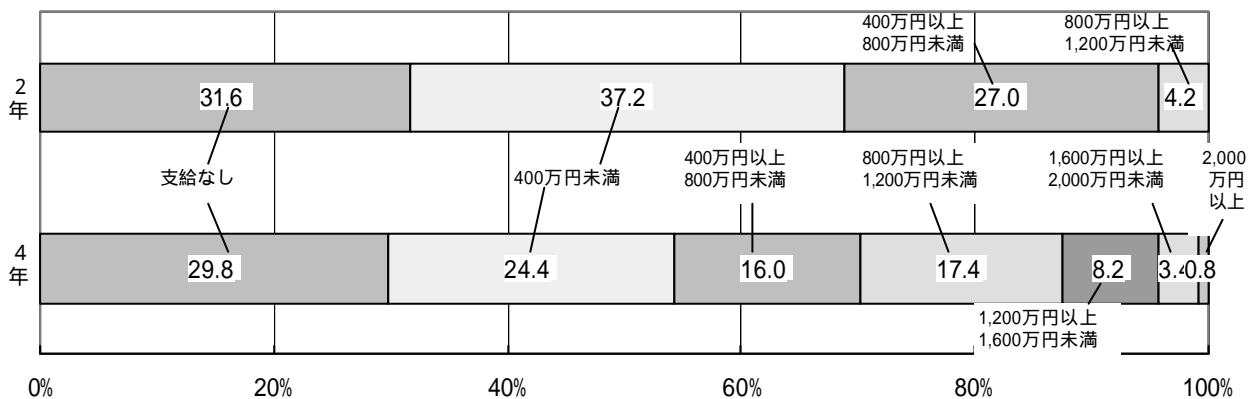
役員平均退職金額の状況

申合せの記3の対象法人の常勤役員退職金の1人当たりの平均額を調査したところ、下表のとおりとなった。これによると、退職金額の算出が可能な法人（500法人。以下「算出可能法人」という。）のうち、仮に常勤役員が勤続2年で退職した場合に支給される退職金の平均額を見ると、平均額が400万円未満の法人が186法人（算出可能法人全体の37.2%）と最も多く、退職金の支給のない法人及び400万円未満の法人で、算出可能法人全体の約7割を占めている。次に、仮に常勤役員が勤続4年で退職した場合に支給される退職金の平均額を見ると、退職金の支給のない法人が149法人（算出可能法人全体の29.8%）と最も多く、退職金の支給のない法人及び800万円未満の法人で、算出可能法人全体の約7割を占めている（資料7）。

仮に常勤役員が勤続2年又は4年で退職した場合に支給される平均退職金額規模別法人数

（グラフ内の数値は全体に占める割合（%）を示す。）

		算出可能法人	退職金の支給なし	400万円未満	400万円以上 800万円未満	800万円以上 1,200万円未満	1,200万円以上 1,600万円未満	1,600万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上 2,400万円未満	2,400万円以上
2年	法人数	500	158	186	135	21	0	0	0	0
	割合(%)	100	31.6	37.2	27.0	4.2	0	0	0	0
4年	法人数	500	149	122	80	87	41	17	4	0
	割合(%)	100	29.8	24.4	16.0	17.4	8.2	3.4	0.8	0



（注）1 「割合（%）」は、各規模別法人数の退職金額の算出が可能な法人全体に占める割合を示す。

2 平均退職金額は、退職金に関する規程の有無にかかわらず、常勤役員平均退職金額を算出できる法人については、仮に勤続2年又は4年で退職した場合に支給される退職金額を算出し、これを基に算出したものである。退職金に関する規程がある場合には、当該規程に基づき算出し、規程がない場合には、過去の支給実績等を基に算出している。常勤役員退職金が、役員クラス、年齢、経験等によって様々である場合には、調査日時点における役員状況も勘案した上で、算出している。

報酬・退職金等の改善状況

申合せを踏まえ、報酬・退職金等を適正な水準に引き下げる等の改善を行った法人及び改善を検討中の法人は、73法人であった（資料8）。

(2) 在任年齢に関する規程の整備状況

申合せの記3の対象法人中、在任年齢に関する規程を整備している法人は156法人、整備を検討中の法人は235法人あり、対象法人全体の76.8%において、所管府省の要請を受けて申合

せに沿った対応がとられている。規程上の在任年齢の上限を見ると、常勤の理事長等については70歳以下とするものが、常勤の理事については65歳以下とするものが最も多かった。

在任年齢に関する規程の整備状況

		規程を整備している法人	規程を整備していない法人のうち整備を検討中の法人
法人数	509	156	235
割合 (%)	100	30.6	46.2

(注)「割合 (%)」は、各項目該当法人数の対象法人全体に占める割合を示す。

資料1 役員名簿への常勤・非常勤の別の付記の状況（申合せ記1関係）

府 省 名	対象法人数 (国所管のすべての法人数)	付記している法人数
内閣府	85	80(94.1)
警察庁	52	52(100)
防衛庁	22	22(100)
金融庁	149	149(100)
総務省	335	240(71.6)
法務省	136	115(84.6)
外務省	236	132(55.9)
財務省	708	708(100)
文部科学省	1,950	1,529(78.4)
厚生労働省	1,256	843(67.1)
農林水産省	472	472(100)
経済産業省	874	874(100)
国土交通省	1,198	1,197(99.9)
環境省	92	87(94.6)
合 計	7,565	6,500(85.9)

- (注) 1 合計は共管による重複を含む延べ数である。
 2 括弧内は対象法人全体に占める割合(%)を示す。

資料2 役員名簿への国家公務員出身者の最終官職の付記の状況（申合せ記1関係）

府 省 名	対象法人数（役員に国家公務員出身者がいる法人数）	付記している法人数
内閣府	65	63(96.9)
警察庁	42	41(97.6)
防衛庁	21	21(100)
金融庁	69	69(100)
総務省	192	140(72.9)
法務省	29	14(48.3)
外務省	150	80(53.3)
財務省	103	103(100)
文部科学省	602	503(83.6)
厚生労働省	442	318(71.9)
農林水産省	350	350(100)
経済産業省	443	443(100)
国土交通省	624	622(99.7)
環境省	67	66(98.5)
合 計	3,199	2,833(88.6)

- (注) 1 合計は共管による重複を含む延べ数である。
 2 括弧内は対象法人全体に占める割合(%)を示す。

資料3 役員の報酬に関する規程の整備・公開状況（申合せ記2関係）

府省名	対象法人数	規程を定めている法人数	うち	うち次期理事会等において具体的な支給水準が明らかに	規程を定めていない法人数	うち次期理事会等において具体的な支給水準が明らかに	規程を公開している法人数	うち閲覧及びインターネットによる公開のすべてを実施している
			具体的な支給水準が明らかに	なるよう規程を定めている法人数		なるよう規程を改正予定の法人数		なるよう規程を整備予定の法人数
内閣府	26	26(100)	16(61.5)	10(38.5)	0(0)	0(0)	26(100)	23(88.5)
警察庁	8	7(87.5)	4(50.0)	3(37.5)	1(12.5)	1(12.5)	7(87.5)	5(62.5)
防衛庁	4	4(100)	4(100)	0(0)	0(0)	0(0)	4(100)	4(100)
金融庁	7	6(85.7)	3(42.9)	3(42.9)	1(14.3)	1(14.3)	6(85.7)	5(71.4)
総務省	29	26(89.7)	16(55.2)	10(34.5)	3(10.3)	3(10.3)	17(58.6)	8(27.6)
法務省	3	1(33.3)	1(33.3)	0(0)	2(66.7)	2(66.7)	1(33.3)	1(33.3)
外務省	36	32(88.9)	21(58.3)	6(16.7)	4(11.1)	3(8.3)	28(77.8)	13(36.1)
財務省	9	9(100)	4(44.4)	5(55.6)	0(0)	0(0)	9(100)	7(77.8)
文部科学省	237	107(45.1)	73(30.8)	23(9.7)	130(54.9)	87(36.7)	93(39.2)	54(22.8)
厚生労働省	353	202(57.2)	153(43.3)	38(10.8)	151(42.8)	80(22.7)	170(48.2)	41(11.6)
農林水産省	180	175(97.2)	164(91.1)	10(5.6)	5(2.8)	4(2.2)	158(87.8)	60(33.3)
経済産業省	242	225(93.0)	194(80.2)	30(12.4)	17(7.0)	17(7.0)	223(92.1)	190(78.5)
国土交通省	171	111(64.9)	58(33.9)	53(31.0)	60(35.1)	56(32.7)	78(45.6)	24(14.0)
環境省	40	29(72.5)	15(37.5)	12(30.0)	11(27.5)	11(27.5)	21(52.5)	11(27.5)
合計	1,345	960(71.4)	726(54.0)	203(15.1)	385(28.6)	265(19.7)	841(62.5)	446(33.2)

- (注) 1 合計は共管による重複を含む延べ数である。
2 括弧内は対象法人全体に占める割合(%)を示す。
3 上記のほか、措置の状況が明らかでない法人が1法人ある。

資料4 役員の退職金に関する規程の整備・公開状況（申合せ記2関係）

府省名	対象 法人数	規程を 定めて いる 法人数	うち	うち次期理	規程を 定めて いない 法人数	うち次期	規程を 公開して いる 法人数	うち閲覧及び
			具体的な 支給水準が 明らかに なるよう 規程を 定めている 法人数	事会等に おいて具体 的な支給水 準が明らか なるよう規 程を改正予 定の法人数		理事会等 において具 体的な支給 水準が明 らかに なるよう 規程を整 備 予定の法人 数		インターネット による公開 のすべてを 実施してい る 法人数
内閣府	26	25(96.2)	17(65.4)	8(30.8)	1(3.8)	1(3.8)	25(96.2)	22(84.6)
警察庁	8	7(87.5)	5(62.5)	2(25.0)	1(12.5)	1(12.5)	7(87.5)	5(62.5)
防衛庁	4	4(100)	4(100)	0(0)	0(0)	0(0)	4(100)	4(100)
金融庁	7	6(85.7)	3(42.9)	3(42.9)	1(14.3)	1(14.3)	6(85.7)	5(71.4)
総務省	29	25(86.2)	21(72.4)	4(13.8)	4(13.8)	4(13.8)	16(55.2)	8(27.6)
法務省	3	1(33.3)	1(33.3)	0(0)	2(66.7)	2(66.7)	1(33.3)	1(33.3)
外務省	36	27(75.0)	20(55.6)	3(8.3)	9(25.0)	8(22.2)	22(61.1)	10(27.8)
財務省	9	9(100)	4(44.4)	5(55.6)	0(0)	0(0)	9(100)	7(77.8)
文部科学省	237	95(40.1)	79(33.3)	9(3.8)	142(59.9)	94(39.7)	80(33.8)	47(19.8)
厚生労働省	353	198(56.1)	164(46.5)	27(7.6)	155(43.9)	77(21.8)	164(46.5)	39(11.0)
農林水産省	180	176(97.8)	164(91.1)	10(5.6)	4(2.2)	2(1.1)	160(88.9)	62(34.4)
経済産業省	242	232(95.9)	213(88.0)	18(7.4)	10(4.1)	10(4.1)	230(95.0)	191(78.9)
国土交通省	171	121(70.8)	60(35.1)	61(35.7)	50(29.2)	46(26.9)	79(46.2)	23(13.5)
環境省	40	22(55.0)	14(35.0)	6(15.0)	18(45.0)	18(45.0)	16(40.0)	7(17.5)
合計	1,345	948(70.5)	769(57.2)	156(11.6)	397(29.5)	264(19.6)	819(60.9)	431(32.0)

- (注) 1 合計は共管による重複を含む延べ数である。
2 括弧内は対象法人全体に占める割合(%)を示す。
3 上記のほか、措置の状況が明らかでない法人が1法人ある。

資料5 各府省における所管法人の役員の報酬・退職金規程のホームページ掲載箇所の URL

	ホームページ掲載箇所の URL
内閣府	http://www8.cao.go.jp/koueki-co/co-list.html
警察庁	http://www.npa.go.jp/kouekihoujin/koueki.html
防衛庁	http://www.jda.go.jp/j/info/koeki/ichiran/index.htm
金融庁	http://www.fsa.go.jp/koueki/koueki.html
総務省	http://www.soumu.go.jp/koueki/index.html
法務省	http://www.moj.go.jp/KANBOU/houjin.html
外務省	http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/koeki/index.html
財務省	http://www.mof.go.jp/koueki/index.htm
文部科学省	http://www.mext.go.jp/b_menu/koueki/index.htm
厚生労働省	http://www.mhlw.go.jp/general/seido/hojin/index.html
農林水産省	http://www.maff.go.jp/koueki/index.html
経済産業省	http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index.html
国土交通省	http://www.mlit.go.jp/koueki2/index-top.html
環境省	http://www.env.go.jp/info/koeki/hozin.html

資料6 有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数（申合せ記3関係）

府省名	対象 法人数	有給役員 のいない 法人数	400万円 未満の 法人数	400万円 以上800万 円未満の 法人数	800万円以 上1,200万 円未満の 法人数	1,200万円 以上1,600 万円未満 の法人数	1,600万円 以上2,000 万円未満 の法人数	2,000万円 以上2,400 万円未満 の法人数	2,400万円 以上の 法人数
内閣府	5	5(100)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
警察庁	3	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(100)	0(0)	0(0)	0(0)
防衛庁	2	0(0)	0(0)	0(0)	1(50.0)	1(50.0)	0(0)	0(0)	0(0)
金融庁	2	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(50.0)	1(50.0)	0(0)	0(0)
総務省	13	2(15.4)	0(0)	1(7.7)	2(15.4)	4(30.8)	4(30.8)	0(0)	0(0)
法務省	1	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(100)	0(0)	0(0)
外務省	9	5(55.6)	0(0)	1(11.1)	0(0)	1(11.1)	2(22.2)	0(0)	0(0)
財務省	2	0(0)	0(0)	0(0)	1(50.0)	0(0)	1(50.0)	0(0)	0(0)
文部科学省	81	43(53.1)	9(11.1)	6(7.4)	6(7.4)	10(12.3)	7(8.6)	0(0)	0(0)
厚生労働省	156	53(34.0)	16(10.3)	35(22.4)	16(10.3)	31(19.9)	5(3.2)	0(0)	0(0)
農林水産省	59	3(5.1)	4(6.8)	11(18.6)	18(30.5)	19(32.2)	4(6.8)	0(0)	0(0)
経済産業省	86	5(5.8)	0(0)	3(3.5)	18(20.9)	37(43.0)	22(25.6)	1(1.2)	0(0)
国土交通省	80	7(8.8)	1(1.3)	7(8.8)	17(21.3)	30(37.5)	16(20.0)	2(2.5)	0(0)
環境省	10	1(10.0)	0(0)	2(20.0)	2(20.0)	5(50.0)	0(0)	0(0)	0(0)
合計	509	124(24.4)	30(5.9)	66(13.0)	81(15.9)	142(27.9)	63(12.4)	3(0.6)	0(0)

(注) 1 合計は共管による重複を含む延べ数である。

2 括弧内は対象法人全体に占める割合(%)を示す。

3 平均年間報酬額は、役員報酬に関する規程に基づき、常勤の各役員に支給した場合の年間報酬の平均額を算出したものである。なお、規程を定めていない法人については、平成13年度の実績又は平成14年度支給見込みに基づき算出したものである。

4 上記のほか、平均年間報酬額の状況が明らかでない法人が1法人ある。

資料7 常勤役員の平均退職金額規模別法人数（申合せ記3関係）

a. 仮に役員が勤続2年で退職した場合

府省名	対象法人数	退職金額の算出が可能な法人数	退職金を支給しない法人数	400万円未満の法人数	400万円以上800万円未満の法人数	800万円以上1,200万円未満の法人数	1,200万円以上1,600万円未満の法人数	1,600万円以上2,000万円未満の法人数	2,000万円以上2,400万円未満の法人数	2,400万円以上の法人数
内閣府	5	5(100)	5(100)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
警察庁	3	3(100)	0(0)	3(100)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
防衛庁	2	2(100)	0(0)	1(50.0)	1(50.0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
金融庁	2	2(100)	0(0)	0(0)	2(100)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
総務省	13	13(100)	2(15.4)	4(30.8)	4(30.8)	3(23.1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
法務省	1	1(100)	0(0)	0(0)	0(0)	1(100)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
外務省	9	9(100)	5(55.6)	1(11.1)	2(22.2)	1(11.1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
財務省	2	2(100)	0(0)	1(50.0)	1(50.0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
文部科学省	81	80(98.8)	60(75.0)	10(12.5)	10(12.5)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
厚生労働省	156	151(96.8)	64(42.4)	65(43.0)	20(13.2)	2(1.3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
農林水産省	59	58(98.3)	5(8.6)	37(63.8)	15(25.9)	1(1.7)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
経済産業省	86	86(100)	6(7.0)	23(26.7)	48(55.8)	9(10.5)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
国土交通省	80	78(97.5)	9(11.5)	35(44.9)	30(38.5)	4(5.1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
環境省	10	10(100)	2(20.0)	6(60.0)	2(20.0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合計	509	500(98.2)	158(31.6)	186(37.2)	135(27.0)	21(4.2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

(注) 1 合計は共管による重複を含む延べ数である。

2 括弧内は退職金額の算出が可能な法人全体に占める割合(%)を示す(ただし、「退職金額の算出が可能な法人数」欄の括弧内は、対象法人全体に占める割合(%)を示す)。

3 平均退職金額は、退職金に関する規程の有無にかかわらず、常勤役員の平均退職金額を算出できる法人については、仮に勤続2年で退職した場合に支給される退職金額を算出し、これを基に算出したものである。退職金に関する規程がある場合には、当該規程に基づき算出し、規程がない場合には、過去の支給実績等を基に算出している。常勤役員の退職金が、役員のクラス、年齢、経験等によって様々である場合には、調査日時点における役員の状況も勘案した上で、算出している。

4 上記のほか、平均退職金額の状況が明らかでない法人が1法人ある。

b. 仮に役員が勤続4年で退職した場合

府省名	対象法人数	退職金額の算出が可能な法人数	退職金を支給しない法人数	400万円未満の法人数	400万円以上800万円未満の法人数	800万円以上1,200万円未満の法人数	1,200万円以上1,600万円未満の法人数	1,600万円以上2,000万円未満の法人数	2,000万円以上2,400万円未満の法人数	2,400万円以上の法人数
内閣府	5	5(100)	5(100)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
警察庁	3	3(100)	0(0)	2(66.7)	1(33.3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
防衛庁	2	2(100)	0(0)	0(0)	1(50.0)	1(50.0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
金融庁	2	2(100)	0(0)	0(0)	0(0)	1(50.0)	1(50.0)	0(0)	0(0)	0(0)
総務省	13	13(100)	2(15.4)	2(15.4)	2(15.4)	0(0)	4(30.8)	3(23.1)	0(0)	0(0)
法務省	1	1(100)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(100)	0(0)	0(0)
外務省	9	9(100)	5(55.6)	0(0)	1(11.1)	1(11.1)	1(11.1)	1(11.1)	0(0)	0(0)
財務省	2	2(100)	0(0)	1(50.0)	0(0)	0(0)	1(50.0)	0(0)	0(0)	0(0)
文部科学省	81	80(98.8)	58(72.5)	7(8.8)	6(7.5)	6(7.5)	3(3.8)	0(0)	0(0)	0(0)
厚生労働省	156	151(96.8)	58(38.4)	60(39.7)	14(9.3)	15(9.9)	2(1.3)	1(0.7)	1(0.7)	0(0)
農林水産省	59	58(98.3)	5(8.6)	21(36.2)	18(31.0)	10(17.2)	3(5.2)	1(1.7)	0(0)	0(0)
経済産業省	86	86(100)	6(7.0)	8(9.3)	14(16.3)	29(33.7)	20(23.3)	8(9.3)	1(1.2)	0(0)
国土交通省	80	78(97.5)	8(10.3)	17(21.8)	20(25.6)	23(29.5)	6(7.7)	2(2.6)	2(2.6)	0(0)
環境省	10	10(100)	2(20.0)	4(40.0)	3(30.0)	1(10.0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合計	509	500(98.2)	149(29.8)	122(24.4)	80(16.0)	87(17.4)	41(8.2)	17(3.4)	4(0.8)	0(0)

(注) 1 合計は共管による重複を含む延べ数である。

- 括弧内は退職金額の算出が可能な法人全体に占める割合(%)を示す(ただし、「退職金額の算出が可能な法人数」欄の括弧内は、対象法人全体に占める割合(%)を示す。)
- 平均退職金額は、退職金に関する規程の有無にかかわらず、常勤役員の平均退職金額を算出できる法人については、仮に勤続4年で退職した場合に支給される退職金額を算出し、これを基に算出したものである。退職金に関する規程がある場合には、当該規程に基づき算出し、規程がない場合には、過去の支給実績等を基に算出している。常勤役員の退職金が、役員のクラス、年齢、経験等によって様々である場合には、調査日時点における役員の状況も勘案した上で、算出している。
- 上記のほか、平均退職金額の状況が明らかでない法人が1法人ある。

資料8 報酬・退職金等の改善状況（申合せ記3関係）

府 省 名	対象法人数	改善すべき点の なかった法人数	改善を行った 法人数	改善を検討中の 法人数
内 閣 府	5	5(100)	0(0)	0(0)
警 察 庁	3	3(100)	0(0)	0(0)
防 衛 庁	2	1(50.0)	0(0)	1(50.0)
金 融 庁	2	2(100)	0(0)	0(0)
総 務 省	13	10(76.9)	1(7.7)	2(15.4)
法 務 省	1	0(0)	0(0)	1(100)
外 務 省	9	7(77.8)	1(11.1)	1(11.1)
財 務 省	2	2(100)	0(0)	0(0)
文部科学省	81	76(93.8)	2(2.5)	3(3.7)
厚生労働省	156	134(85.9)	20(12.8)	2(1.3)
農林水産省	59	51(86.4)	7(11.9)	1(1.7)
経済産業省	86	61(70.9)	14(16.3)	11(12.8)
国土交通省	80	75(93.8)	2(2.5)	3(3.8)
環 境 省	10	9(90.0)	1(10.0)	0(0)
合 計	509	436(85.7)	48(9.4)	25(4.9)

- (注) 1 合計は共管による重複を含む延べ数である。
2 括弧内は対象法人全体に占める割合(%)を示す。
3 改善すべき点の有無は、個々の法人の運営状況等を踏まえ、当該法人を所管する各府省がそれぞれ判断を行っている。
4 上記のほか、改善すべき点の有無が明らかでない法人が1法人ある。

公務員制度改革大綱(抄)

〔平成13年12月25日
閣議決定〕

3 適正な再就職ルールの確立

(3) 公益法人への再就職に係るルール

公益法人の民間法人としての性格を踏まえつつ、以下の方針に従い見直しを行う。

役員報酬に対する国の助成を廃止する。

退職公務員の役員就任状況について適切な情報開示に務める。

補助金等を受ける等の公益法人については、役員の報酬規程・退職金規程を定め、公開する。

国と特に密接な関係を持つ公益法人に対し、役員の報酬・退職金につき、現在の指導監督基準に加え、新たに公務員の水準と比べても不当に高額に過ぎないように指導するとともに、公的部門における高齢役員に関する対応状況を踏まえ、役員の退職年齢について適切な内部規程を整備するよう要請する。

公務員制度改革大綱に基づく措置について

平成14年3月29日
公益法人等の指導監督等に関する
関係閣僚会議幹事会申合せ

各府省(国家公安委員会、防衛庁及び金融庁を含む。以下同じ。)は、公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定)記3(3)「公益法人への再就職に係るルール」に基づき、下記のとおり、平成14年度から公益法人に対する指導等を行うこととする。

記

- 1 各府省は、所管公益法人に対し、公表する当該法人の役員名簿に次に掲げる事項を付記するよう指導する。
 - (1) 各役員の常勤・非常勤の別
 - (2) 国家公務員出身者である役員についてはその最終官職(官房付等で退職した者については、その前職名も併せて記載する。)上記の「国家公務員出身者」とは、本府省課長・企画官相当職以上及び地方支分部局の本府省課長・企画官相当職以上の経験者とする。
- 2 各府省は、国から補助金等を受けている等の公益法人(国から補助金・委託費等の交付を受けている所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人をいう。)に対し、以下のとおり指導する。
 - (1) 役員の報酬・退職金に関する規程を定めること。
 - (2) (1)の規程について、主たる事務所に備えて置き、一般の閲覧に供するとともに、インターネットにより公開すること。また、各府省においては、(1)の規程を備えて置き、これについて閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させるものとするとともに、各府省のホームページに掲載する。
- 3 各府省は、国と特に密接な関係を持つ公益法人(国からの補助金・委託費等の2分の1以上を第三者に交付する所管公益法人、国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の3分の2以上を占める所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人をいう。)については、2の措置に加え、以下の措置を講ずる。
 - (1) 常勤の役員の報酬・退職金等について、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)によるほか、国家公務員の給与・退職手当の水準と比べても不当に高額に過ぎないように指導すること。

- (2) 役員の在任年齢について、従来の特種法人役員に加え、今般、独立行政法人役員についても決定(「特種法人等の役員の給与・退職金等について」平成 14 年 3 月 15 日閣議決定) がなされたことを踏まえ、適切な規程を整備するよう要請すること。